

第廿條

中央委員長は、
中央委員会の管理、(日本同盟代表者)の監督を司る。

第廿一條

常任執行委員は、
中央委員会の管理、(日本同盟代表者)の監督を司る。

第廿二條

中央執行委員は、
中央委員会の管理、(日本同盟代表者)の監督を司る。

第廿三條

専ら執行委員は、
中央委員会の管理、(日本同盟代表者)の監督を司る。

第廿四條

執行委員は、
中央委員会の管理、(日本同盟代表者)の監督を司る。

第廿五條

執行委員は、
中央委員会の管理、(日本同盟代表者)の監督を司る。

第廿六條

本組合の役員は、
任期は一年とし、大会の承認を経る。

第四章

加盟脱退及除名

第廿七條

本組合に加盟せんとする者は、
規約第廿七條、第廿八條、第廿九條に依り、
本組合の承認を経る。

第廿八條

本組合に加盟するに、
大会の承認を経る。但し、
規約に違反したる行動を為したるものは、
加盟を認めない。

第廿九條

本組合に加盟するに、
大会の承認を経る。但し、
規約に違反したる行動を為したるものは、
加盟を認めない。

第三十條

本組合に加盟するに、
大会の承認を経る。但し、
規約に違反したる行動を為したるものは、
加盟を認めない。

第五五章

八